平成２３年（フ）第５６２号
広島県東広島市西条町助実1646番地１コーポラス・シミズ201号
債務者　沖田伎津枝
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４号
広島県呉市郷原学びの丘２丁目６番５号
債務者　高橋　律子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６１号
広島県尾道市東元町12番７号
債務者　島谷　竜明
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
広島県尾道市東元町12番７号
債務者　島谷　里枝
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
愛媛県松山市南梅本町甲208番地４
債務者　川村　猛志
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１５０号
愛媛県松山市余戸南２丁目１番12号
債務者　宮田　貞利
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１５１号
愛媛県松山市余戸南２丁目１番12号
債務者　宮田　愛子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６号
愛媛県松山市歩行町２丁目３番地18　ハウスアートⅢ302号
債務者　髙田　真吾
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１７９号
愛媛県松山市吉藤２丁目１番１号　吉藤団地１棟50号
債務者　井門沙耶香
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１０３号
福岡県久留米市篠原町３番地17　楠原ビル302号
債務者　三浦　弘彦
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２３号
福岡県久留米市合川町130番地
債務者　山口　堂仁
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６号
福岡県筑後市大字長浜1147番地１　筑後セジュール壱番館202号
債務者　宮原　宏則
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第７号
福岡県筑後市大字長浜1147番地１　筑後セジュール壱番館202号
債務者　宮原　尚美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１８号
福岡県八女市祈祷院449番地１
債務者　坂本　雅子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１９号
福岡県八女郡広川町大字日吉1142番地３
債務者　山下　忠男
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第２０号
福岡県八女郡広川町大字日吉1142番地３
債務者　山下　郁子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３０号
福岡県田川市大字奈良1509番地　大浦県営285号
債務者　安藤　尊徳
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所田川支部